

第 5 1 号議案

志木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

志木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年志木市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

地方自治法の改正に伴い、規定の整備をしたいので、同法第 1 4 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。